

改正

平成19年3月23日規則第11号

平成27年4月1日規則第18号

平成28年3月25日規則第12号

旭川市民生委員法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、民生委員法施行令（昭和23年政令第226号）に定めるもののほか、民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(民生委員推薦会)

第2条 旭川市民生委員推薦会の委員の定数は、6人とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 民生委員
- (2) 社会福祉事業の実施に関係のある者
- (3) 本市の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
- (4) 教育に関係のある者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 学識経験のある者

3 委員は、再任されることができる。

(民生委員協議会の区域)

第3条 市長は、法第20条第1項の規定により民生委員協議会を組織する区域を定めたときは、告示するものとする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(旭川市民生委員推薦会規則の廃止)

2 旭川市民生委員推薦会規則（昭和28年旭川市規則第18号）は、廃止する。

(推薦会の委員の任期に関する経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に廃止前の旭川市民生委員推薦会規則の規定に基づく定数に係る推薦会の委員に委嘱されている者は、第3条の規定に基づく定数に係る委員に委嘱された者とみなす。この場合において、委員の任期については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月23日規則第11号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条に2項を加える改正規定(同条第2項に係る部分に限る。)は、同年5月2日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日規則第12号)

この規則は、平成28年6月1日から施行する。